

## 豊後高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱

制定 令和7年1月7日決裁

改正 令和7年3月11日決裁

### (趣旨)

第1条 豊後高田市水道事業給水条例（平成17年豊後高田市条例第132号。以下「給水条例」という。）第31条の規定による水道料金及び豊後高田市公共下水道条例（平成17年豊後高田市条例第121号。「下水道条例」という。）第16条の規定による下水道使用料の軽減又は免除（以下「減免」という。）については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者等 水道及び下水道の所有者、使用者又は管理人をいう。
- (2) 漏水月 漏水箇所の修繕が完了した日の属する月をいう。  
ただし、当該月の検針日から月末までの間に漏水が発生し、当該月に漏水箇所の修繕が完了した場合は、その翌月を漏水月とする。
- (3) 漏水月の使用水量 漏水月における検針日の使用水量をいう。
- (4) 基準水量 漏水月の前1年間の月平均使用水量をいう。
- (5) 減額水量 漏水として認める水量をいう。（減免の算定のため、漏水月の使用水量から控除する水量）
- (6) 認定水量 漏水月の使用水量から減額水量を控除した水量をいう。（減免後の水道料金の算定基礎となる水量）

### (減免の対象)

第3条 減免の対象は、使用者等が給水装置の適正な管理を行っていたにもかかわらず生じた漏水により、水道メーターが異常を示し、使用水量が不明となる場合で、次に掲げるものとする。

- (1) 地下埋設管からの漏水
  - (2) 壁体又は床下における漏水
  - (3) 上記のほか、市長が特に減免が必要と認める漏水
- 2 自然災害（次項を除く。）による被害を受けた者に減免を行う場合は、災害救助法の適用を受けた自然災害により、住家が半壊以上又は床下浸水以上の被害を受けた場合とする。（漏水の有無は問わない。）
- 3 凍結により減免を行う場合は、気象庁による気象警報又は凍結に関する重要な注意報の発令に伴い、市が災害対策準備室以上の体制をとった場合に、市内の広域で凍結事象が

発生し、不特定多数の市民に減免を行う必要が生じた場合。(漏水の有無は問わない。)

(減免の対象外)

第4条 前条第1項の漏水の場合で、次に該当するものは、減免の対象としない。

- (1) 漏水箇所の修繕が完了していないもの又は使用者等にその意思がないもの。
- (2) 使用者等又は第三者の故意又は過失によると認められる漏水
- (3) 既に料金の減免を受けたことがある箇所で、減免の適用決定後1年以内に再び発生した漏水

(減免の対象期間)

第5条 減免の対象となる期間は、1カ月とする。

(減免の申請)

第6条 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」)の減免を受けようとする使用者等(以下「申請者」という。)は、上下水道減免申請書(様式第1号)に指定給水装置工事事業者による漏水箇所の修繕が完了したことがわかる書類(修繕の内訳がわかる請求書又は領収証等)を添付して市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、修繕が完了した日から3カ月以内に提出しなければならない。
- 3 第3条第2項の自然災害による減免の申請は、上下水道減免申請書(様式第1号)により災証明の写を添付して市長に提出するものとする。
- 4 第3条第3項の凍結による減免の申請は、申請書を不要とする。

(水道料金の減免の算定)

第7条 水道料金の減免の算定根拠となる減額水量及び認定水量の算定は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の場合

減額水量 = (漏水月の使用水量 - 基準水量) × 1/2 (小数点以下四捨五入)

認定水量 = 漏水月の使用水量 - 減額水量

(2) 第3条第2項の自然災害の場合

直前の調定月の使用水量を認定水量とする。

ア 半壊以上 水道料金の全額を免除

イ 準半壊又は床上浸水 水道料金の半額を免除

ウ ア及びイを除く場合で給水装置が損傷・流失 基本料金のみ請求

(3) 第3条第3項の凍結の場合

直前の調定月の使用水量を認定水量とする。

- 2 水道の使用開始後1年未満の場合など、基準水量の算定が困難な場合は、漏水月前で把

握できる期間の月平均使用水量又は漏水修理後の1カ月の使用水量を基準水量とする。

(減免の決定等)

- 第8条 市長は、第6条の申請書を受理したときは、当該申請内容を調査し、減免を行うことが適当であると認めるときは、認定水量を算定し、減免後の水道料金を決定する。
- 2 前項の決定は、上下水道料金決定通知書(様式第2号)により行い、減免後の水道料金納入通知とともに申請に送付する。

(下水道使用料の減免)

- 第9条 水道の漏水に伴い下水道使用料についても減免を行う場合は、上水道の地下埋設管に漏れがあるなどにより、漏水した水は下水道に流れていない場合のみとする。
- 2 減免の決定等の手続については、前条の水道料金の減免の決定等の例により行う。
- 3 下水道の認定水量は、次のとおりとする。
- $$\text{減額水量} = \text{漏水月の使用水量} - \text{基準水量 (小数点以下切捨て)}$$
- $$\text{下水道の認定水量} = \text{漏水月の使用水量} - \text{減額水量}$$

(その他)

- 第10条 この要綱に定めのない減免については、決裁により決定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

年 月 日

豊後高田市長 様

水道使用者等

住所 豊後高田市 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

### 上下水道料金減免申請書

下記の理由により、 年 月分の上下水道料金を減免願いたく申請します。

記

理由

	年 月分	減額分	調定
水 量	a m <sup>3</sup>	b m <sup>3</sup>	e m <sup>3</sup>
料 金	円	c 円	f 円
消 費 税 等	円	d 円	g 円
合 計	円	円	円

※下水道使用料の減免は、上記の水量に基づいて別途算定する。

添付書類 漏水箇所の修繕が完了したことがわかる書類

(修繕の内訳がわかる請求書又は領収証等)

※自然災害による減免申請（修繕を伴わない減免）の場合は、り災証明の写を添付してください。

豊後高田市給水条例第 31 条、豊後高田市公共下水道条例第 16 条

様式第2号（第8条関係）

公印省略

上下水第 号  
年 月 日

様

豊後高田市長

## 上下水道料金決定通知書

年 月分の上下水道料金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

### 1 決定理由および算定方法

### 2 認定水量及び認定後の上下水道料金

請求月		水 道		下 水 道		合計
		水 量	水道料金	水 量	下水道使用料	
年 月	認定前					円
	認定後					円

(問い合わせ先)

豊後高田市上下水道課  
管理営業係

TEL 0978-25-6217 (直通)